(様式第1号)

※ 同一世帯で3人以上子どもを養育している方または村外在住の子どもがいる方は提出してください

保育料の多子軽減に係る届出書

年 月 日

西原村長 採

<u> </u>	<u> </u>							
保	住 所	阿蘇郡西原村大字						
保護者	フリガナ						連	絡 先
者	保護者氏名							
3 子	氏	名	生	年	月	日	園	名
目以降入			年		月	日		
八所児童			年		月	Ш		

※ 保育の利用開始日の属する年度初日現在、保護者の子どものうち入園児童を除いた子ど もをすべて記入してください。(就学等のため別居し、保護者と生計を一にする子どもを含 み、婚姻等により独立した子どもを除く。)

※ 出生順に記載し、続柄は入園児童からみた続柄を記入してください。

氏 名 続柄		令和4年4月2日現在の年齢	年	月	月	同居	・別居	骨の別	監護	隻の不	与無
		歳	年	月	目	同	•	別	有	•	無
		歳	年	月	日	同	•	別	有	•	無
		歳	年	月	日	同	•	別	有	•	無
		歳	年	月	日	同	•	別	有	•	無
		歳	年	月	日	同		別	有		無

監	護(生計同一)に係る申立【監護する子どもが別居している場合に記入してください。
別居	
理由	
監	ア. 毎月金品を仕送りしている(月 円)
護	イ. 毎月ではないが金品を仕送りしている。 (月 円)
_	
生	ウ. 金品の仕送りはしていないが、子どもに対する監督・保護はおこなっている。
計	エ. 子どもは就業しており自活できる収入を得ているが監督・保護はおこなっている。
同一	オ. 日常生活について指示、連絡をおこなっている。
<u> </u>	カ. 休暇等には帰省している。
事	キ. 別居の理由が消滅したときは、再び起居をともにする。
実	ク・その他(
10/75	

|※添付書類

監護する子どもが別居している場合は、別居する子どもの世帯全員の住民票や仕送り明 細、扶養に入っていることがわかる保険証など監護事実を確認できる書類を提出してくださ

≪注意事項≫

- 1. 入園児童の兄・姉にあたる子どもが死亡または婚姻等のため別世帯を構成したことによ り、保育料の多子軽減の適用除外となる場合があります。
 - 2. 世帯の構成等に変更があった場合、速やかに住民福祉課へご連絡ください。
 - 3. 世帯の所得状況により、届出を提出されても保育料減免の対象とならない場合があります。

※ 同一世帯で3人以上子どもを養育している方または村外在住の子どもがいる方は提出してください

保育記の多例軽減に係る

西原村長 様

	住所	阿蘇郡	西原村大字									
保護者	フリガナ		Ξ	連糸	各 先							
有	保護者氏名		西原 太郎					096-279-3111				
3	氏	•	名	生	年	月	日	園	名			
子目以	西原 四郎 令和元年9月20日							にしはら	分保育園			
以降入	西原 五郎 令和2年5月17日								にしはら保育園			

※ 保育の利用開始日の属する年度初日現在、保護者の子どものうち入園児童を除いた子どもをすべて記入してください。(就学等のため別居し、保護者と生計を一にする子どもを含み、婚姻等により独立した子どもを除く。)

※ 出生順に記載し、続柄は入園児童からみた続柄を記入してください。

日	.13	名	続柄	令和4年4月2日現在の年齢		生	年	月	日	同居	別居の別		監護の		訂無
	西原	花子	長女	20	歳	平月	戊20年	€4月	27日	同	•	別	有	•	無
	西原	一郎	長男	16	歳	平成	17年	11月	19日		•	別	偷	•	無
	西原	次郎	ニ男	8	歳	平	成24	年3月	18日		•	別		•	無
					歳	年		月	目	恒	•	別	有	•	無
					歳	年	·	月	目	回	•	別	有	•	洪

監護(生計同一)に係る申立【監護する子どもが別居している場合に記入してください。】

毎月ではないが金品を仕送りしている。(月 円)

ウ. 金品の仕送りはしていないが、子どもに対する監督・保護はおこなっている。

工.子どもは就業しており自活できる収入を得ているが監督・保護はおこなっている。 才)日常生活について指示、連絡をおこなっている。

ガ.休暇等には帰省している。

キ. 別居の理由が消滅したときは、再び起居をともにする。

ク. その他 (

※添付書類

別居

護

生計

同

の

監護する子どもが別居している場合は、別居する子どもの世帯全員の住民票や仕送り明細、扶養に入っていることがわかる保険証など監護事実を確認できる書類を提出してくだ

≪注意事項≫

- 1. 入園児童の兄・姉にあたる子どもが死亡または婚姻等のため別世帯を構成したことにより、保育料の多子軽減の適用除外となる場合があります。
 - 2. 世帯の構成等に変更があった場合、速やかに住民福祉課へご連絡ください。
 - 3. 世帯の所得状況により、届出を提出されても保育料減免の対象とならない場合があります。